

山運輸第377号の2
令和7年1月30日

一般乗用旅客自動車運送事業者 殿

山形運輸支局長
(公印省略)

準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用について

標記について、東北運輸局長より別添のとおり通知がありましたので、了知願います。

東自旅二第815号の2
令和7年1月28日

山形運輸支局長 殿

東北運輸局長

準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに貴支局掲示板等適切な場所に掲示されたい。また、関係団体あて周知されたい。

公 示

公示第102号

準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用について

平成26年1月27日付け公示第96号「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」（以下「監督措置公示」という。）により準特定地域における必要車両数の考え方が示されており、これに基づき令和6年8月30日付け公示第44号「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果及び適正と考えられる車両数について」において、準特定地域毎の必要車両数を公示している。

今般、一部の準特定地域において未稼働の車両（以下「未稼働車両」という。）が存在している状況を鑑み、地域に必要な車両数の稼働を確保する観点から、未稼働車両のうち一定割合を暫定的に活用できることとする。

このため、監督措置公示のうち、増車の認可に係る部分の取扱いについて別紙のとおり定めたので公示する。

令和7年1月28日

東北運輸局長 川崎 博

準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「特措法」という。）第 15 条の 2 第 1 項に基づき、タクシー未稼働枠の暫定活用を行うための増車の認可申請に係る取扱いについては、令和 8 年 3 月 31 日までの間、本公示に定めるところによる。

1. 用語の定義

本公示で使用する用語は、特措法及び監督措置公示において使用する用語の例による。

2. 対象地域

本公示に基づく、タクシー未稼働枠の暫定活用の対象となる地域は、令和 5 年度の営業区域の輸送実績を基に算出した必要車両数から、同年度末時点の営業区域の総車両数に同年度の営業区域の平均実働率をかけ合わせた数値を差し引いて算出された数値（以下「未稼働車両数」という。）に 30 パーセントをかけ合わせた数値が 2 以上の地域とし、別添のとおりとする。

3. 申請資格

令和 5 年度の実働率が、認可申請に係る営業区域における令和 5 年度の平均実働率を上回っている事業者であること。

4. 認可基準

平成 29 年 9 月 1 日付け公示第 38 号「法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」に定める方針に適合することに加え、次に掲げる基準の全てに適合する者に限り、認可できることとする。

①営業区域において供給過剰とならない基準（特措法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号）

イ 2. の対象地域であって、かつ、未稼働車両数の 30 パーセント（端数切捨て）以内の暫定増車であること。

ロ その他認可申請に係る準特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加が公益上必要かつ適切なものであること。

②事業者の事業活動に関する基準（特措法第 15 条の 2 第 1 項第 2 号）

イ 令和 5 年度の営業区域内の営業所に配置するタクシー車両 1 台当たりの収入が、令和 4 年度と比較して増加していること又は当該準特定地域の平均に比べ高いこと。

- ロ 運輸安全マネジメントに基づき、輸送の安全に関する基本方針及び目標が定められており、かつ、当該目標の達成状況が把握されていること又は申請前1年間及び申請後において、タクシー事業に関し、道路運送法、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）又は特措法若しくはこれらに基づく命令の違反による行政処分がないこと。
- ハ 令和5年度のタクシー車両の走行距離百万キロメートル当たりの交通事故（道路交通法（昭和35年法律第105号）第67条第2項に規定する交通事故をいう。以下同じ。）の発生件数が、認可申請に係る準特定地域におけるタクシー車両の走行距離百万キロメートル当たりの交通事故の発生件数未満であること。
- ニ 令和2年度以降に実施した運賃改定後、労働協約又は就業規則の定めるところにより、その雇用するすべての労働契約を締結するタクシー運転者について、賃金を増額する措置が講じられていること。
- ホ タクシー事業の活性化（利用者の選択の機会の拡大に資する情報の提供、労働条件の整備等）のための措置がとられていること。
- ヘ 認可申請に係る準特定地域の営業所に配置するUDタクシー車両の台数が令和5年度と比較して増加していること。
- ト 申請する事業計画を遂行するに足る運転者（申請時点において、今後勤務することが採用通知書等で確認できる者を含む。）数が確保されていること。

5. 手続方法

別紙2申請書に必要書類を添付の上、令和7年2月7日までに各運輸支局等に対して事業計画の変更の認可申請を行うこと。

6. 車両配分

- (1) 営業区域の未稼働車両数の30パーセント（端数切捨て）を、当該営業区域における暫定増車可能車両数とする。
- (2) 各事業者の希望車両数の合計が暫定増車可能車両数を下回る場合は、希望車両数どおり各営業所に配分を行う。
- (3) 各事業者の希望車両数の合計が暫定増車可能車両数を上回る場合は、運転者（申請時点において、今後勤務することが採用通知書、メール等で確認できる者を含む。）数を申請時点の事業計画上の車両数で除した数値が高い営業所より1両ずつ配分し、配分が一巡してもなお暫定増車可能車両数に余剰がある場合は、再度当該数値が高い営業所より1両ずつ配分することを繰り返す。
- (4) (3)で計算した運転者数を車両数で除した数値が同じ事業者が複数いた場合は、これまでの適正化及び活性化に資する取組（需要喚起、労働条件の改善、減車等）を考慮して、順位付けする。

7. 申請期間及び標準処理期間

本件に係る認可申請の期間は令和7年1月28日から同年2月7日までとし、標準処理期間は、2ヵ月とする。

8. 認可に付す条件

- (1) 本公示に基づく認可は、認可日より令和8年3月31日までの期限とし、期限経過後は、すみやかに道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2章に基づく登録又は同法第14条に基づく自動車登録番号の自家用への変更を実施することとする。ただし、当該期限内に特措法第3条の2第2項において準用する同法第3条第3項に基づき準特定地域の指定が解除された場合においては、当該認可に係る暫定増車については、道路運送法第15条第3項に基づく届出がなされたものとみなす。
- (2) 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第3条第1項に基づき、翌月10日までに、当該認可に係る暫定増車を含めた月別輸送実績報告書（福祉限定車両は除く。）の報告を求めることとする。
- (3) 認可日より1ヵ月以内に、事業計画の変更を実施（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2章に基づく登録又は同法第14条に基づく自動車登録番号の事業用への変更）しない車両がある場合には、その車両分の認可は、効力が消滅することとする。
- (4) その他必要に応じて、条件を付すこととする。

附 則

この公示は、令和7年1月28日から適用する。

準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用に係る対象地域について

営業区域	A 令和5年度 末車両数	B 令和5年度 実働率	C 稼働車両数 (A×B)	D 必要車両数	E 必要車両数との差 (D-C)	増車可能車両数 (E×0.3)	令和5年度 日車営収(円)	令和5年度 走行100万km 当たり事故件数
仙台市	2,212	65.3%	1,444	1,497	53	16	26,710	9

以上、指定地域(各地方運輸局における最大車両数の営業区域)

八戸交通圏	463	53.3%	247	295	48	14	26,542	9
弘前交通圏	383	59.2%	227	277	50	15	21,718	11
盛岡交通圏	765	56.7%	433	492	59	17	26,153	4
秋田交通圏	437	56.3%	246	302	56	16	29,291	8
福島交通圏	404	61.5%	249	264	15	4	21,632	4
郡山交通圏	563	55.1%	310	317	7	2	24,548	9
いわき市	333	59.0%	196	237	41	12	26,211	6
山形交通圏	462	49.5%	229	255	26	7	22,499	6

以上、その他地域(指定地域以外の営業区域)

- 「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について」(令和6年8月30日付け東北運輸局公示第44号)より引用。
- 青森交通圏及び会津交通圏については、増車可能車両数が「2」に満たない為、本公示「2. 対象地域」に該当しない。
- (B)の数値は小数点第2位で四捨五入をして掲載しており、端数処理の関係上、必ずしも計算結果と一致しない。
- (C)の数値は小数点第1位で四捨五入をして掲載しており、端数処理の関係上、必ずしも計算結果と一致しない。